

令和7年度

第11回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和7年度第11回江別市農業委員会定例総会議事録

令和8年3月30日（月） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員（19名）

佐藤和人  
伊藤良明  
中田和孝  
保倉義治  
山口利夫  
植村登  
佐藤昇  
中島清文  
砂川秀樹  
西純一  
荻野雅志  
田中浩一  
得能謙二  
百瀬誠記  
松下博樹  
山田保彦  
長谷川礼子  
工藤多希子  
浅野目貴史

2 欠席委員（1名）

保倉浩行

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	雄太
	主任	粟生	祐史
	主任	武山	直人
	主任	中川	いつみ

#### 4 議事日程

- |       |            |                                |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1  | 議事録署名委員の指名 |                                |
| 日程第2  | 会期の決定      |                                |
| 日程第3  | 諸般の報告      |                                |
| 日程第4  | 報告第48号     | 現況証明願及び照会について                  |
| 日程第5  | 報告第49号     | 農地使用貸借の合意による解約について             |
| 日程第6  | 報告第50号     | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第7  | 報告第51号     | 農地法第3条の3の規定による届出について           |
| 日程第8  | 報告第52号     | 第11回農地常任委員会開催結果報告について          |
| 日程第9  | 報告第53号     | 特例付加年金の裁定について                  |
| 日程第10 | 議案第33号     | 農地法第3条の規定による許可申請について           |
| 日程第11 | 議案第34号     | 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）     |
| 日程第12 | 議案第35号     | 第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について    |
| 日程第13 | 議案第36号     | 令和8年度最適化活動の目標の設定等について          |

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和7年度第11回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は19名であります。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、植村委員、松下委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について  
令和7年度第11回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。  
令和8年3月30日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。  
○事務局長 ご報告申し上げます。  
令和7年度第10回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。  
なお、本日の総会に保倉浩行委員が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。  
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第48号

- 議長 日程第4 報告第48号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
中川主任。

- 中川主任 報告第48号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。  
総会議案1ページをご覧ください。  
今回提出がありましたのは、No.28の1件でございます。  
土地の所在等は記載のとおりです。  
No.28は、公簿地目 畑2筆 計416.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。  
これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。  
以上でございます。
- 議長 これより報告第48号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
以上で報告第48号を終結いたします。

### ◎報告第49号

- 議長 日程第5 報告第49号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
栗生主任。
- 栗生主任 報告第49号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し上げます。  
総会議案2ページをご覧ください。  
今回通知がありましたのは、No.4からNo.6の計3件で、全15筆、畑185,705.92㎡でございます。  
内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。  
合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。  
以上でございます。
- 議長 これより報告第49号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
以上で報告第49号を終結いたします。

### ◎報告第50号

- 議長 日程第6 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
栗生主任。
- 栗生主任 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

総会議案3ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No.18からNo.19の2件で、全10筆、田57,420.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

- 議長 これより報告第50号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第50号を終結いたします。

### ◎報告第51号

- 議長 日程第7 報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

- 武山主任 報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

総会議案4ページをご覧ください。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回、提出がありましたのは、No.14の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、1件 12筆 計118,198.00㎡ でございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第51号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第51号を終結いたします。

### ◎報告第52号

- 議長 日程第8 報告第52号 第11回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 報告第52号 令和7年度第11回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記

載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第3条の規定による許可申請について」、付議事件2「農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）」、付議事件3「第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして、内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第52号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第52号を終結いたします。

### ◎報告第53号

- 議長 日程第9 報告第53号 特例付加年金の裁定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

吉田主任。

- 吉田主任 報告第53号 特例付加年金の裁定について、ご説明申し上げます。  
総会議案6ページをご覧ください。

今回裁定を受けましたのは、No.1の1件でございます。

本件は、所有農地の利用権設定により、後継者へ経営移譲を行ったもので、経営移譲日、処分対象農地等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、処分対象農地については、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画が定められており、それぞれ内容を審査確認の上、独立行政法人農業者年金基金へ裁定請求書類を提出し、裁定を受けたものでございます。

説明は、以上でございます。

- 議長 これより報告第53号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第53号を終結いたします。

### ◎議案第33号

- 議長 日程第10 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

- 武山主任 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案7ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No.10の1件でございます。

No.10は市街化区域内農地において、発電事業者と、当該農地の所有利用者であり、貸主である学校法人との間で、太陽光発電パネルのための地下埋設電線路敷設についての地上権設定をしているものですが、今回契約期間の更新がなされるもので、地上における農地利用に支障が見込まれず、当該地で他に権利設定をする者もないことから、農地法第3条第2項ただし書に規定される権利設定に該当し、許可要件を満たすと考えます。

以上、1件 1筆 計 23.60㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第33号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第33号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第34号

○議長 日程第11 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1からNo.2の2件でございます。

総会議案8ページをご覧ください。

本件は、市街化調整区域における権利の設定又は移転を伴う転用で北海道知事処分事件となるものでございます。

No.1の転用目的は牧草倉庫の新規建設用地及び既存の農業関係施設に使用している用地について農地転用を行うものであります。

No.2の転用目的は農業用機械格納庫として使用している用地について農地転用を行うものであります。なお、No.1の既存農業関係施設用地とNo.2の農業用機械格納庫の用地は事後に農地転用許可を経っていないことが判明したため、経緯説明の顛末書の提出を受け、追認許可の申請があったものです。

追認となる部分を含め、各案件の農地転用はやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題無いと考える他、農地法等関係条項に照らし、許可相当と考えられます。

以上、2件 2筆 計 5,201.92㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第34号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第34号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第35号

○議長 日程第11 議案第35号 第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

粟生主任。

○粟生主任 議案第35号 第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案9ページから21ページをご覧ください。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが46件 178筆 1,830,667.26㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際には即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、農用地利用集積等促進計画の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第35号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.81及びNo.87、No.89、No.94を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.81及びNo.87、No.89、No.94を除き採決いたします。

第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案42件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第35号の利用権設定のNo.81に対する質疑に入りますが、私が議事参与の制限を受けますので、伊藤会長職務代理者に議長を交代いたします。

(伊藤会長職務代理者、議長席へ)

(佐藤会長退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第35号の利用権設定のNo.81を採決いたします。

第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

佐藤会長の復席を願います。

(佐藤会長復席、議長交代)

引き続き、議案第35号の利用権設定のNo.87に対する質疑に入りますが、伊藤会長職務代理者が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(伊藤会長職務代理者退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第35号の利用権設定のNo.87を採決いたします。

第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

伊藤会長職務代理者の復席を願います。

(伊藤会長職務代理者復席)

引き続き、議案第35号の利用権設定のNo.89に対する質疑に入りますが、得能委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(得能委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第35号の利用権設定のNo.89を採決いたします。

第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。  
得能委員の復席を願います。

(得能委員復席)

引き続き、議案第35号の利用権設定のNo.94に対する質疑に入りますが、浅野目委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(浅野目委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
議案第35号の利用権設定のNo.94を採決いたします。

第11回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。  
浅野目委員の復席を願います。

(浅野目委員復席)

### ◎議案第36号

○議長 日程第13 議案第36号 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

○首藤主幹 議案第36号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明申し上げます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととなっております。

このため、令和5年3月30日に当農業委員会で制定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく単年度目標として、令和8年度最適化活動の目標を設定しようとするものです。

それでは記載の内容について、ご説明いたします。

I 農業委員会の状況については記載のとおりです。

続きましてIIの最適化活動の目標についてです。I 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、現状及び課題として、令和7年度末見込みとして耕地面積6,980haに対してこれまでの担い手への集積面積は6,540.33ha、集積率は93.7%となっており、各地域における新規就農者を含めた担い手への働きかけの成果として、昨年度末における集積率の93.5%から0.2%上昇したものでございます。

現状から指針における令和13年度末の集積目標95.0%を達成するには、単年度で15.11haの新規集積が必要であり、令和8年度末で93.9%の集積率を目標とするものです。

次に、(2)遊休農地の解消についてですが、現状及び課題にある1号遊休農地10.74haについて、緑区分の遊休農地であることから5分の1にあたる2.15haの解消を目標とするものです。

次に、(3)新規参入の促進についてですが、現状及び課題は記載のとおりであり、新規参入者への貸付等の目標としては、市全体の有償権利移動面積の過去3年度平均の1割である50.02haとするものです。

次に、2 最適化活動の活動目標についてですが、最適化活動を行う農業委員の活動日数は、令和7年度と同じく月3日を目標とし活動強化月間は記載のとおり3回設定し、新規参入相談会への参加目標は1回、1名以上といたします。

今回設定した目標については、北海道農業会議の確認を経て4月末までにインターネットにより公表する予定でございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第36号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第36号を採決いたします。

令和8年度最適化活動の目標の設定等について、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## 閉会宣告

- 議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。  
令和7年度第11回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後2時51分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員